



こぶし

山本行政ニュース

編集発行人

行政書士法人

山本事務所

〒104-0061

東京都中央区銀座1-8-21

中央ビル5F

TEL 03 (3567) 3071

FAX 03 (3567) 3078

3月の税務と労務

3月

(弥生) March

20日・春分の日

国 税 / 平成19年分所得税の確定申告

2月16日～3月17日

国 税 / 個人の青色申告の承認申請 3月17日

国 税 / 贈与税の申告 2月1日～3月17日

国 税 / 2月分源泉所得税の納付 3月10日

国 税 / 個人事業者の19年分消費税の確定申告

3月31日

国 税 / 1月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)

3月31日

国 税 / 7月決算法人の中間申告 3月31日

国 税 / 4月、7月、10月決算法人の消費税の

中間申告(年3回の場合)

3月31日

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| . | . | . | . | . | . | 1 |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30 | 31 | . | . | . | . | . |

地方税 / 個人の都道府県民税、市町村民税、事業税

(事業所税)の申告

3月17日

確定申告の期間と曜日

所得税の確定申告期間は2月16日～3月15日と決めら

れていますが、今年は3月15日が土曜日のため17日の月曜日が申告期限。また、暦の関係から、うるう年には申告初日と最終日が同じ曜日になります。ただし、申告初日を問わず規定はないため、税務署窓口は閉まっても法律上の申告初日は2月16日のままです。

ワンポイント

●● 経営者と従業員の公的退職金制度 ●●

経営者の退職金

「小規模企業共済制度」

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主や会社等の役員が事業を廃止した場合や役員を退職した場合などに、その後の生活の安定を図るための「事業主のための退職金制度」です。一定の資金をあらかじめ積み立て準備しておくことを目的に国が作った制度で、独立行政法人・中小企業基盤整備機構が運営しています。

制度の特色

掛金は「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象となる所得から全額所得控除されます。

給付は、掛金月額と納付月数に応じて、所定の退職金が一時金か分割払いで受けられ、税法上、一時金については退職所得に、分割払いについては公的年金等の雑所得として取り扱われます。

掛金

毎月の掛金は、1,000円から70,000円までとなっており、500円刻みで選択することができます。加入後に増・減額することもできます。

加入資格 右図参照

従業員の退職金

「中小企業退職金共済制度」

中小企業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法と

いう法律に基づく社外準備型の退職金制度です。一般に、中小企業は、単独で退職金制度を設けることが難しく、退職金の導入率が低いのが実情です。そこで、中小企業に対して、国の援助と事業主の相互扶助により退職金制度を普及させ、中小企業で働く従業員の福祉の増進を図ることを目的に設けられました。現在、独立行政法人・勤労者退職金共済機構が運営をしています。

制度のしくみと掛金

この制度では、中小企業の事業主と独立行政法人・勤労者退職金共済機構が、雇用する各従業員を被共済者とした退職金共済契約を締結して、事業主が毎月一定の掛金を機構に納付します。

掛金の月額は5,000円から30,000円まで16種類設定されていて、事業主が任意に選択することができます。この掛金は事業主負担であり、その全額が法人の場合は損金に、個人事業主の場合は必要経費に算入することができます。

新たに加入する事業主には、加入後4ヶ月目から掛金

月額二分の一(上限5,000円)について、国から一年間補助が受けられます。また、掛金月額が18,000円以下の従業員の掛金を増額する場合、増額分の三分の一について、増額月から一年間、国の補助が受けられるという優遇措置もあります。ただし、掛金の助成は、国が直接助成金を支給する方法ではなく、掛金から助成金を免除した額を助成期間中に納付する方法により行われます。

従業員が退職した際には、掛金月額と納付月数に応じて固定的に定められている「基本退職金」と運用利回りが予定利回りを上回った場合の「付加退職金」の両方を合計した退職金が事業団から直接従業員に支給されます。

退職金の支給は、全額一時金支給、全額分割払い、一部一時金支給・一部分割払いの三通りから選択できます。全額一時金支給については、退職所得として、分割払いについては公的年金等の雑所得として取り扱われます。

加入できる事業所の要件 下図参照

加入資格

| 業種 | 従業員数 |
|-----------------------|-------|
| 製造業、建設業、運輸業、不動産業、農業など | 20人以下 |
| 商業(卸売業・小売業)またはサービス業 | 5人以下 |
| 企業組合 | 20人以下 |
| 協業組合 | 20人以下 |

加入できる事業所の要件

| (業種) | (常用従業員) | (資本金等) |
|----------|-----------|--------------|
| 製造業・建設業等 | 従業員300人以下 | または 資本金3億円以下 |
| 卸売業 | " 100人以下 | または " 1億円以下 |
| サービス業 | " 100人以下 | または " 5千万円以下 |
| 小売業 | " 50人以下 | または " 5千万円以下 |

不動産取引は高額な物件を扱うことから、問題が発生してからでは取り返しがつかなくなりますので、不動産特有の特性を考慮して、さまざまな調査を行う必要があります。実際の取引では、売り手側と買い手側の間に仲介（媒介）業者が入ることが一般的ですが、ここでは、不動産の調査にはどのようなものがあるか、その概要について見てみましょう。

（１）書類による調査

不動産について、書面で確認できるものには、次のようなものがあります。

書面で確認できるもの

登記簿、公図（地図）、地積測量図、建物図面、都市計画図、路線価図など

これらの書面によって、該当する物件の概要を知ることができます。また、登記事項を閲覧したり、「登記事項証明書（登記簿謄本）」を登記所から取り寄せたりすることにより、登記されている所有者や抵当権の有無、建物の場合は築年数など、その土地や建物にかかわる権利関係や面積などを確認できます。例えば、土地所有者と建物所有者が異なるときは、借地の可能性があるということがわかります。

また、公図（地図）を閲覧することで、土地の形や用地内の用水路などの有無が確認できます。用水路などは現在なくても、公図に残っていると、土地の利用についてさまざまな制約をもたらす可能性があります。

不動産調査

その種類と特徴

（２）現地調査

不動産は現地調査を十分に行う必要があります。現地調査では、不動産の形態（だれが住んでいるのか、大きさ、形、道路との関係、高低差、家屋の状況など）や環境を把握します。

実際の不動産は、書類（登記簿謄本や公図）に記載された内容と完全に一致することはありません。そのため、売買に際して面積や隣地境界を改めて測定（測量）する必要が生じる場合があります。また、隣地境界が明確になっているかを現状で確認する必要があります。例えば、塀があるか、境界線（杭または鋺）が入っているかなど、実際に現場で確認します。できれば隣人と直接会い、境界トラブルがないかも確認します。

マンションの 現地調査の場合

管理状況、管理形態、管理組合の状況、修繕費などの積立状況、築年数と過去の修繕状況、今後の修繕計画、売主の共益費の支払状況など

道路の現地調査

接道状況、幅員（道路の幅）間口、交通量、通行規制（一方通行など）、セットバックの必要性、計画道路の有無など

環境・利便性に 関する現地調査

日照、騒音、上水道、下水道、ガス、街灯、嫌悪施設の有無、交通量、交通機関、学区街並みが醸し出す雰囲気、近隣の商店や病院、建築協定など

（３）役所調査

不動産は、法令によってさまざまな規制があるため、購入後に予定している利用が可能かどうか確認しなければなりません。その物件がある市区町村役場の都市計画課や道路課などに問い合わせることで、再開発計画や道路の予定などがわかり、それによって規制などが判明します。

役所の調査で 調べるべき法令

都市計画法（用途地域、計画道路、市街化区域、市街化調整区域など）、建築基準法（用途地域、建ぺい率、容積率、高度地区、防災地域など）、道路幅員、建築協定、農地法、国土利用計画法、埋蔵文化財、条例など

中国の二重の規範性

中国では、運転マナーが悪く、道路交通が混乱しています。音楽ソフトの85%は海賊版で、海賊版市場が4億1,100万ドルに達し、なかなか撲滅できません。自動車ローンは返済者が少なく、その半分が不良債権化しています。年間10億元（150億円）規模の二セ札が見つかります。食品や製品の安全が確保できていません。また、毎年、大臣クラスの政府・党幹部が多数、汚職で死刑の判決を受け、年間五千人もの炭鉱労働者が炭鉱事故で死亡しているといえます。

中国では、模倣品・海賊版を禁止する法律は、先進国並みに充実しています。また、交通ルールも先進国並みに整備され、自動車学校で教える内容も日本となんら変わるところはありません。

それにもかかわらず、模倣品が減らず、一般の交通ルールはでたらめです。

一般的に社会には、国家によって明記され

た法令と、法令に明記していないが慣習的に存在する非公式な社会規範という二つの次元の異なるルールがあります。法令や制度を作ることは簡単ですが、法令を遵守させ、制度を円滑に動かすのは難しいものです。

社会を「民主化」することと、「民主主義を機能させる」ことは、全く別のことのようにです。「民主主義を機能させる」には、規範、社会的信頼などの文化的な要素、言い換えれば社会資本が必要となります。

それは経済運営についても同様のことです。健全な資本主義や、市場経済を機能させるには、信用、規範、職業倫理といった社会資本が必要となります。そして、社会資本が決定的に欠如しているのが、現在の中国の根本的な問題となっています。法律が未整備であったり、あるいは経済制度にさまざまな不備があったりした場合、混乱はいつそう重篤なものになります。

それを体現しているのが現在の中国なのです。

オンライン広告の現実

見てほしい人が実際にはほとんどクリックしていません。画面に貼り付けられた、いわゆるバナー広告はどこにでも見られますが、これをクリックする人の数は確実に減少を続けているようです。

ニューヨークのオンライン広告会社によれば、昨年3月の時点で、全ウェブの標準的なバナー広告のクリック率は0.2%だったとしています。

これは、ソーシャル・ネットワークを中心にページ数が急増し、広告も増えたことが影響しているようです。最初は、目新しいウェブ広告に多くの人が注目しましたが、有力サイトに広告掲載が集中するようになり、次第に効果は薄れてきました。

弱小のサイト運営会社がどんどん吸収合併されていく背景には、このことが深く関係しているようです。グーグルなどは、大金を投入してこれら広告ネットワークを買収するほか、広告効果を高める新しい技術の開発に力を入れています。

経済と並び大切な「教養」

マックス・ウェーバー著の『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』の予言に「(資本主義発展の最終段階では)精神のない専門人、心情的ない享楽人など無なる人々が、自分達は人間のかつて達したことのない高みに登りつめた、と自惚れるだろう」とあります。現代社会はこのようなくたで溢れ返っています。「経済軸」一本でやってきた戦後の日本

に、「教養軸」を加え二本柱にするという考え方があります。教養がなぜ、経済と並立するほど大切なのでしょうか。

もっとも大きな理由は大局観です。国民が教養を土台とした大局観や多面的思想により物事を判断することは、民主主義が成立する条件です。国民が大局的・多面的に考える力を持っていないと、過去の過ちのようにまたたく間に為政者やマスコミの煽動に乗り熱狂してしまつからです。